

令和3年5月7日

保護者各位

南砺市教育委員会  
教育総務課長

## 令和3年度 就学援助費・就学奨励費の支給申請について

このことについて、「要保護・準要保護児童生徒就学援助費」及び「特別支援教育就学奨励費」を申請される場合は、下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

### 記

- 提出書類 ① 様式第1号 就学援助費・奨励費支給申請書  
② 様式第2号 就学援助費・奨励費に係る収入額・需要額調書
- 提出先 在籍する小・中学校
- 提出期限 令和3年5月24日（月）
- 申請期間 年度途中からでも申請できますので学校に申し出てください。  
令和3年5月31日（月）までに申請された方は、4月から援助の対象となります。  
6月1日（火）以降に申請された方は申請された月の翌月から援助の対象となります。

（申請書等記入上の注意）

- ① 様式第1号・第2号ともに支給該当・非該当を判断するために必要ですので、正確に記入してください。
- ② 様式2は太枠内のみ記入してください。
- ③ **世帯の状況は前年12月末日現在の状況**を記入してください。  
**満年齢も前年12月末現在**で記入ください。  
（世帯全体の収入状況、年齢別の必要経費を算出する基となります。）
- ④ 消えないボールペンで記入してください。
- ⑤ 世帯全員の収入状況を税務課にて調査させていただきますことをご了承ください。（様式第1号に同意欄があります。）

【お問い合わせ先】南砺市教育委員会  
教育総務課 総務係  
（電話23-2012）

## 要保護・準要保護児童生徒就学援助費

### ■ 要保護の認定

生活保護を受けている者

### ■ 準要保護の認定（①かつ②の理由がある者）

① 認定の所得基準（収入額÷需要額）

前年の世帯総所得額が保護基準の 1.2 倍未満の世帯に属する児童生徒

② 支給申請書（様式1）に理由の記載のある者

### ■ 支給額（年間限度額）【要保護、準要保護共通】

※要保護は、生活保護法により支給される教育扶助費以外について支給します。

（単位：円）

区分	小学校	中学校
学用品費	11,630	22,730
通学用品費(第1学年を除く)	2,270	2,270
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600	2,310
校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,690	6,210
新入学児童生徒学用品費	51,060	60,000
修学旅行費		60,910
クラブ活動費	2,760	30,150
生徒会費	4,650	5,550
PTA 会費	3,450	4,260
卒業アルバム代等	11,000	8,800
学校給食費	53,000	62,000

※国の基準により支給額が変わることがあります。

※内容によっては支給されないものもありますので、詳細についてはお問い合わせください。

## 特別支援教育就学奨励費

### ■ 対象児童生徒の認定（①かつ②に該当する者）

① 特別支援学級に就学する児童生徒

② 認定にかかる所得基準（収入額÷需要額）

前年の世帯総所得額が、保護基準の 2.5 倍未満の世帯に属する児童生徒

### ■ 支給額（年間限度額）実費の2分の1

（単位：円）

区分	小学校	中学校
学用品費	5,820	11,370
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	800	1,155
校外活動費(宿泊を伴うもの)	1,845	3,105
新入学児童生徒学用品費	25,555	28,990
修学旅行費		28,860
学校給食費	実費の2分の1	実費の2分の1

※国の基準により支給額が変わることがあります。

※内容によっては支給されないものもありますので、詳細についてはお問い合わせください。